

2005（平成17）年10月20日

## 第8回犯罪被害者等基本計画検討会での最高裁判所からの報告に対する質問

山田 勝利

第8回犯罪被害者等基本計画検討会において以下のとおり最高裁判所から報告があったが、内容に対して質問させていただきたい。

### 1．最高裁からの報告内容（議事要旨案抜粋）

「（構成員）従前より民事裁判における訴訟への住所記載、これをするといわゆるお礼参りとおそれがあって、民事上の責任追及を躊躇する結果になるということで、少なくとも住所の記載自体どうにかならないのかというご指摘があった。当方としては、いわゆる法規上、訴訟当事者の特定とか、管轄の観点から住所の記載というのは、要件とされているわけであるが、確かに訴訟への住所等を記載すると、これを手がかりとして、加害者が被害者の居所を確認して危害を加えるおそれがある。これは定型的にあるわけで、これが訴訟追及に非常な躊躇をもたらすということは全くそのとおりである。

そこで、今後加害者が被害者の居所を突きとめて危害のおそれがあるというようなことがあるような場合には、その旨、裁判所にお伝えいただければ、窓口の方でお伝えいただければ、訴訟に実際の住所を記載することを厳格に求めることはしないというようにした。この旨、全国の裁判所に早急に、かつ十分に周知したいと思っている。

（構成員）ありがたい。本当の住所を記載しなくて、いわゆる仮住所みたいなものは書くことにはなるのか。

（構成員）名前としてはどうか分からないが、例えば代理人がついている場合には、弁護士事務所の所在地もあるだろうし、場合によっては、ある公的機関のご了承が得られれば、その公的機関、その件について、その公的機関と裁判所の間で十分連絡体制をとらなければいけないということがある。あともう一つ、管轄の関係で、裁判所と原告だけの間で、住居所等を確認させていただくということはあるが、それはもちろん送達等はされない。」

### 2．質問事項

裁判所において、上記のとおりに対応がなされた際には、委任状の作成、判決書、執行等における対応はどのようになるのか。検討がなされていればご教示いただきたい。

以 上

2005(平成17)年10月20日

第9回犯罪被害者等基本計画案試案(第9回検討会用事務局案)に対する意見

山田勝利

標記の試案に対して以下のとおり意見を述べます。

1. 「第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)

[今後講じていく施策]

(18) ~~被害少年~~少年被害者が受けるに~~かかる~~精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

警察において、~~被害少年~~少年被害者が受けるの精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。【警察庁】

【意見】

少年が受ける精神的打撃に対しては特段の配慮が必要である。民間支援団体や厚生労働省の専門家による継続的な支援を実施すべきである。支援者が、スーパーヴァイズを受けない状態でカウンセリングを実施した場合、少年被害者に深刻な二次被害をもたらす可能性がある。警察は、第一線の現場にあって最もよく事情を知る者ではあるが、カウンセリングの専門家ではなく、継続的支援には不向きである。

2. 安全の確保(基本法第15条関係)

[今後講じていく施策]

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護

エ 警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。【警察庁】(再掲:第5、1.(16))

【意見】

警察が実名報道か匿名報道かを決定する趣旨であれば反対であり、本施策は削除されるべきである。

【理由】

犯罪被害者等が匿名発表を望む心情は十分に理解し得るところである。また、マスメディアが犯罪被害者等の心情に対する配慮を欠き、十分な検討を行わないまま犯罪被害者等を実名で報道したり、犯罪被害者等に対する行き過ぎた取材をする例は少な

くない。しかし、取材の自由・報道の自由は民主主義の根幹であり、匿名報道が是とされるべき場合であるとしても、その決定が制度として警察によってなされるか、マスメディアによってなされるかには決定的な違いがある。犯罪被害者等の実名を報道するか否かは、警察から情報の提供を受けたマスメディアの責任において自主的・自律的に決定されるべきである（マスメディアにおいて従来以上に真剣な検討を行う必要がある）。

なお、匿名発表が広がっていけば、報道機関が犯罪被害者等や市民から広く情報を得る手段が奪われてしまい、事実の検証が困難になるなど、取材や報道に支障を来す虞もあるところである。

## 2. 「第3 刑事手続への関与の拡充への取組」

### (710) 公費による弁護士選任の是非に関する検討

公的弁護人制度の導入については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の**ための**会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

### 【意見】

以下のとおり修正すべきである（青字部分）。

#### 「(710) 公費による弁護士選任の是非に関する検討

公的弁護人制度の導入については、~~現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の~~**ための**会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

### 【理由】

原案は公的弁護制度導入について諸処の条件を設定しており、導入につき消極的と解されなくもないので、「犯罪被害者等基本計画案（1）（事務局案）」の6頁「（3）公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討」のように、端的に「公的弁護人制度の導入については、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）設置する検討の**ための**会において……検討する」とすべきである。

以 上